



令和7年4月22日

一般社団法人 伊勢地区医師会
代表 医師会長 山川伸隆 様

度会町長寿福祉課長 西村 夏之

度会町地域連携ネットワーク推進協議会委員の就任について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、町福祉行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町におきましては、令和4年4月から成年後見サポートセンター（中核機関）を開設し、権利擁護の必要な人に適切な支援をおこなうため、司法・福祉・医療等の専門職団体と地域の関係機関が連携・協力する体制を構築することを目的に、「度会町地域連携ネットワーク推進協議会」を設置しております。

つきましては、関係資料等を送付いたしますので、委員の就任についてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 日 程 平日 年1回を予定（場所：度会町役場）

3 委員報酬 10,000 円 程度を予定

3. 送付資料

- 度会町地域連携ネットワーク中核機関等の運営に関する要領
- 令和6年度度会町成年後見サポートセンター運営状況
- 令和6年度年間スケジュール
- 度会町成年後見制度利用促進計画
- 広報チラシ

事務担当

度会町地域包括支援センター

田米

TEL 0596-62-1118

FAX 0596-62-0054

e-mail choju@town.watarai.lg.jp

○度会町地域連携ネットワーク中核機関等の運営に関する要領

令和4年2月25日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、度会町成年後見制度利用促進事業実施要綱（令和4年度会町告示第1号。以下「要綱」という。）第7条に規定する中核機関及び同要綱第6条に規定する度会町地域連携ネットワーク推進協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 中核機関の実施主体は、町とする。ただし、当該中核機関を適切に運営できると認められる場合は、その全部又は一部を外部機関に委託することができる。

(中核機関の名称及び位置)

第3条 中核機関の名称は、度会町成年後見サポートセンター（以下「センター」という。）とする。

2 センターの位置は、長寿福祉課内とする。

(業務内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 成年後見制度の申立て等の支援
- (4) 困難事例に対する支援方針を決定するためのケース検討会議の開催
- (5) 専門職を含む適切な成年後見人等の紹介及び推薦
- (6) 市民後見人の育成及び活動支援
- (7) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携及び調整
- (8) 専門職団体や関係機関等が連携を強化するための協議会の運営
- (9) その他センターの運営に関して必要な業務

(協議会)

第5条 センターに要綱第6条に規定する度会町地域連携ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の委員は、法律及び福祉の専門職団体並びに地域の関係機関等で構成し、その他必要と認める者を加えることができる。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 専門職団体や関係機関の連携強化策等に関すること。
 - (2) センターの運営状況及び体制等に関すること。
 - (3) その他認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある者の権利擁護に資すること。
- 4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 センターの職務に従事する者及び協議会の委員は、センターの利用者本人や家族の個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、中核機関及び協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日告示第34号)

この告示は、公布の日から施行する。